

○応急消防協力者等に係る報償金支給要綱

〔 昭和60年4月1日 〕
〔 消防長通知 〕

(総則)

第1条 消防法(昭和23年法律第186号)第25条第2項及び第35条の10第1項の規定に基づいて
応急消防協力により使用された消火器(以下「消火器」という。)又は自動体外式除細動器パ
ッド(以下「AEDパッド」という。)の所有者に対する報償金支給については、この要綱の定
めるところによる。

(適用除外)

第2条 この要綱の規定は、次のいずれかに該当する器材の所有者については、適用しない。

- (1) 火元となった消防対象物に設置されている消火器
- (2) 傷病者又は傷病者と同居する家族が設置しているAEDパッド
- (3) 医療機関等に設置され、医療従事者が処置を目的として使用したAEDパッド
- (4) 施設内に設置されたAEDパッドのうち、当該施設内において使用したもの。ただし、
当該施設がよこすか・みうらAEDステーション標章交付制度に関する要綱(平成21年
4月1日消防長通知)に規定するよこすか・みうらAEDステーション標章の交付を受
けた施設である場合を除く。
- (5) 自治体等の団体が設置した消火器又はAEDパッド

(報償金)

第3条 報償金は予算の範囲内において、消火器1本又はAEDパッド1組につき、次に掲げる
とおりとする。

- (1) ABC消火器4型 7,200円
- (2) ABC消火器5型 7,700円
- (3) ABC消火器6型 7,700円
- (4) ABC消火器10型 8,300円
- (5) 前各号以外の消火器 詰め替えに相当する額
- (6) AEDパッド 10,560円

(報告)

第4条 消防署長は、消火器又はAEDパッドが使用されたときは、応急消防協力用器材使用
報告書(別記様式)により消防長に速やかに報告しなければならない。

(報償金の支給)

第5条 消防長は前条の規定に基づいて報告書が提出された後に報償金の支給手続きをとるものとする。

2 報償金の交付は、消防署長が行う。

第6条 この要綱の施行について必要な事項は消防長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

(経過規定)

2 この要綱は、昭和60年4月1日以降に応急消防協力により使用された消火器について適用し同日前に応急消防協力により使用された消火器については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別記様式(第4条関係)

応急消防協力用器材使用報告書

年 月 日	
横須賀市消防局長 様	
消 防 署 長	
消 火 器	
次のとおり、応急消防協力により AED パッド の使用があったので報告します。	
器 材 使 用 年 月 日	
器 材 使 用 場 所	
器材の種類及び数量	
器 材 の 所 有 者	
器 材 の 使 用 者	
使 用 時 の 概 況	
備 考 (災害の種別等を記入)	